## 16 障害者総合支援制度とは

障害者総合支援制度は、障害のある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、障害者の日常生活と社会生活を総合的に支援するものです。

- 1 実施主体 原則として、制度の実施主体は、市町村です。
- 2 対象者 障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等(国の定める対象疾患)による障害者)、障害児
- 3 サービスの内容
  - (1) 自立支援給付
    - イ 介護給付・訓練等給付
      - ・居宅介護 (ホームヘルプ)
      - 重度訪問介護
      - 同行援護
      - 行動援護
      - 重度障害者等包括支援
      - 生活介護
      - 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
      - 就労移行支援
      - ・就労継続支援(A型・B型)
      - 就労定着支援
      - ・短期入所(ショートステイ)
      - 施設入所支援
      - ・共同生活援助(グループホーム)
      - ・自立生活援助
      - ・療養介護
    - 口 相談支援給付費
      - 計画相談支援
      - ・地域相談支援(地域移行・地域定着)
    - ハ 自立支援医療
    - 二補装具
  - (2) 地域生活支援事業
    - •居住支援事業
    - 成年後見制度利用支援事業
    - 意思疎通支援事業
    - 日常生活用具給付等事業
    - 移動支援事業
    - ・地域生活支援センター事業

その他日常生活支援、社会生活支援及び就業・就労支援

- ※各事業の実施の有無は市町村により異なります。
- 4 利用者負担
  - (1) 自立支援
    - ・サービス量に応じて原則 1 割の定率負担
    - 食費、光熱水費等の実費負担
    - ・定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減措置が講じられま す。
  - (2) 地域生活支援事業
    - ・各市町村によって異なります。

## [問い合わせ先]

- ・県障害福祉課(企画推進班) TEL 022-211-2538
- 各市(社会)福祉事務所又は町村福祉担当課